

「無利息型普通預金」の取扱開始について

山形第一信用組合では、平成17年1月4日(火)より、標記「無利息型普通預金（総合口座を含む）」（以下「無利息型普通預金」といいます。）の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。無利息型普通預金をお申込みいただいた場合、この預金の取扱いは、お届けいただいた「無利息型普通預金取扱依頼書」および無利息型普通預金規定に基づきお取扱いさせていただきます。

つきましては、お客様に特にご留意いただきたい事項を下記のとおり取りまとめましたので、ご確認くださいませようお願いします。

記

1. 決済用預金について

（1）預金保険制度において、全額保護の対象となっている決済用預金は、次の①～③のすべての要件を満たす預金のことです。

① 決済サービスを提供できること

（各種料金等の自動支払や給与、年金等の自動受取のサービス等が利用できるもの）

② 要求払いであること

（預金者がいつでもその払戻しを請求することができるもの）

③ 無利息であること

（預金規定で利息が付かないことを定めてあるもの）

（2）無利息型普通預金は、上記(1)のすべての要件を満たしますので、決済用預金として全額保護の対象となります。

2. 利息について

無利息型普通預金には、利息が付きません。

3. 現行の普通預金から無利息型普通預金への切替えについて

現在ご利用中の普通預金（総合口座を含む）を無利息型普通預金に切替えた場合、切替日前日までの未払いの普通預金利息がある場合には、その利息を清算して切替後の無利息型普通預金口座にご入金いたします。ただし、ご利用中の総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息については、清算はいたしません。

また、現行の普通預金から無利息型普通預金へ切替えしても、それまでご利用されていた各種自動振替などの決済サービスや、口座番号、通帳、キャッシュカードの取扱いについて何ら変更はありませんので、引き続きご利用いただけます。なお、無利息型普通預金から普通預金への切替え（または再切替え）はできませんので予めご了承ください。無利息型普通預金の新規申込や、普通預金口座から無利息型普通預金への切替えに手数料はかかりません。

以 上